

【分娩の予約・限度額適用認定証・出産育児一時金について】

1. 分娩の予約

妊娠 20 週までに入院の申し込みをお済ませください。

1) 必要な書類

- ①産科分娩予約申込書
- ②胎児 ID 発行依頼書
- ③産科医療補償制度登録証*

2) 書類の提出場所

1 階入院受付

受付時間：平日 9:00～17:00

10～11 時、13～14 時は、混雑ピークのためお待たせすることがあります。

*産科医療補償制度

当センターは、産科医療補償制度の加入医療機関です。当センターでご出産される場合、産科医療補償制度登録証の提出が必須です。

前医で記載し、提出済の方も新たな登録が必要になります。前医の本人控えと併せて提出してください。

2. 限度額適用認定証

帝王切開分娩や長期の管理入院の場合、入院診療費が高額になります。そうした入院の場合に有効となるのが、限度額適用認定証です。

1) 申請方法

申請書類が加入している保険組合ごとに異なります。

- ①国民健康保険の方はお住まいの市区町村窓口
- ②社会保険組合の方は、会社の担当部署もしくは保険組合それぞれ直接申請書を請求してください。

2) 提出時期・場所：

入院中に 1 階入院受付に提出してください。退院後のお取り扱いは出来ません。

3. 出産育児一時金

本制度に合意した場合、出産費用から本人の支払い負担が軽減される制度です。合意されない場合は、分娩費用全額を支払い、加入する保険組合に対し出産育児一時金を申請いただきます。

1) 手続き方法

合意文書は、合意如何に関わらず入院当日に入院受付へご提出ください。

提出いただいた合意文書は、病院印を押印し、退院後 2 週間以内に請求書・出産費用明細書と併せて郵送いたします。合意しない場合の出産育児一時金申請で、本書の写しが必要となります。

なお、一旦お支払いいただいた後に合意する・しないを変更することはできません。